

港湾空港技術研究所アドバイザー設置規則

平成16年2月16日

研究所規則第3号

一部改正 平成27年4月1日 研究所規則第3号

一部改正 平成28年4月1日 研究所規則第1号

(設置)

第1条 外部の競争的研究資金の獲得を効率的に行う等のため、港湾空港技術研究所にアドバイザーを置く。

(任務)

第2条 アドバイザーは、外部の競争的研究資金の効率的な獲得のため、港湾空港技術研究所長（以下「所長」という。）の命を受けて次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 競争的研究資金をめぐる情勢・動向の把握
- 二 先端技術開発研究に関する情報の収集
- 三 外部の競争的研究資金の募集情報の収集
- 四 外部機関に提出する研究計画書の作成に対する助言
- 五 外部機関における審査に際してのプレゼンテーションについての助言
- 六 その他所長に命じられた競争的研究資金に関する業務

(指名)

第3条 アドバイザーは、幹部研究員の中から所長が指名する。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、アドバイザーの業務処理に関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

従前のアドバイザーは、この規程に基づくアドバイザーとなったものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。